

令和5年度 三郷工業技術高等学校同窓会総会

1, 日時 令和5年12月3日(日)

2, 本校視聴覚室

次 第

1, 開会

2, 会長挨拶

3, 令和4年度活動報告 1ページ

4, 令和4年度決算報告 2～4ページ

5, 令和5年度活動計画 1ページ

6, 令和5年度予算案 5ページ

7, 幹事会での決議事項 6ページ

8, 役員改正 8ページ

9, 会則改正 旧会則9～10ページ 新会則11～12ページ

10, 40周年について
→ 生徒アンケートを行い、物品の購入(寄贈)

11, その他

12, 閉会

◎令和4年度活動報告

生徒激励金授与

- ① 電気工事（電気科）、
- ② 技能五輪（情報電子）、
- ③ 高校生ロボット相撲全国（電子技術部 x 2チーム）、
- ④ 全日本ロボット相撲選手権（電子技術部）、
- ⑤ マイコンカーラリー（電子技術部、電子機械科）

12月17日 幹事会

3月 卒業ホルダー授与

学校援助活動

（視聴覚室プロジェクター設置、体育館スクリーン設置）

◎令和5年度活動計画

①生徒激励金授与

②12月 総会

③卒業ホルダー授与

④学校援助活動



収入額	13238433	
支出額	2555434	
差引残高	10682999	

収入の部

科目	収入額	
入会金	1020000	36期生 204名 x 5,000円
雑収入	120	貯金利息等
繰越金	12218313	
合計	13238433	

支出の部

科目	支出額	
運営費		
会議費	127747	はがき及び発送費
	29817	飲物、お菓子代
管理費	115500	ホームページ管理
	88000	会員データ管理費
行事費		
卒業記念品	159120	証書ホルダー204個×780円
在校生援助費	190000	全国大会他激励金
学校援助費	1845250	体育館スクリーン視聴覚プロジェクタ
慶弔費		
雑費		
予備費		
合計	2555434	

会計 
 監事 

在校生援助費

詳細

電気工事(電気科) 20,000円

技能五輪(情報電子科) 20,000円

高校生ロボット相撲全国(電子技術部2チーム) 30,000円X2

全日本ロボット相撲選手権(電子技術部) 30,000円

マイコンカーラリー(電子技術部) 30,000円

(情報電子科) 30,000円

学校援助金

視聴覚プロジェクター 1,097,250円

体育館スクリーン 748,000円

同窓会、周年行事積立金及び在校生援助積立金 (令和4年度)		
周年行事積立金	200000	H16年度、H17年度
	100276	積立金満期H15年度預かり
	100217	積立金満期H15年度預かり
	100000	H19年度
	100000	H20年度
	100000	H21年度
在校生援助金	600000	H16年度、H17年度
	300820	積立金満期H15年預かり
	300634	積立金満期H15年預かり
	300000	H19年度
	300000	H20年度
	300000	H21年度
口座開設金	1000	
繰越金	862886	別通帳より
受取利子	12615	令和4年度32円
残金	3678448	

令和5年度予算（案）

歳入

科 目	予 算 額
同窓会費 129名×5、000	645、000
前年度繰越金	10、682、999
雑費利息	100
合 計	11、328、099

支出

科 目	予算額
事務費	50、000
慶弔費	100、000
運 営 費	-
総会費、幹事会費他	1、500、000
会員データ管理費	100、000
ホームページ管理費	150、000
卒業記念費	120、000
大会補助費	200、000
学校援助費	1、000、000
予備費	8、108、099
合 計	11、328、099

2022年度 第1回 同窓会幹事会

議 題

1、ホームページについて

運用する

2、2021年度決算

別 紙

3、学校及び在校生支援について

体育館スクリーンの設置 視聴覚プロジェクター設置

4、会則の改定

別 紙

5、2022年度、2023年度予算について

学校援助支援費 250万

6、役員改正

別 紙

7 総会の開催について

令和5年度行う

8、その他

生徒会要望却下

収入額	12673885	
支出額	455572	
差引残高	12218313	

収入の部

科目	収入額	
入会金	1055000	35期生 211名 x 5,000円
雑収入	114	貯金利息等
繰越金	11618771	
合計	12673885	

支出の部

科目	支出額	
運営費		
会議費		
管理費	198000	データ、ホームページ管理他
行事費		
卒業記念品	158250	証書ホルダー-211個 x 750円
在校生援助費	20000	技能五輪 亀田
周年行事費		
慶弔費		
雑費		
予備費	79322	技能五輪補助
合計	455572	

同窓会 新役員について (案)

1. 本会役員

役職	氏名	卒業期
会長	荒川 かをる	2期生
副会長	小宮 賢人	25期生
	菊地 弘輝	34期生
監事	竹内 明寿香	25期生
	辻本 直人	16期生
常任幹事	佐藤 孝也	3期生
	星 瀬希	34期生
会計	尾崎 響	30期生
幹事	卒業時に各学級より選出した2名	

2. 母校職員

役職	氏名	卒業期
庶務	千葉 拓	35期生
会計		

3. 顧問

	氏名	卒業期
前会長	仁後 哲也	1期生

埼玉県立三郷工業技術高等学校同窓会会則

(名称・事務局)

第1条 本会は埼玉県立三郷工業技術高等学校同窓会と称し、事務局を本校内に置く。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成、会報の発行。
- (2) 母校教育事業の後援。
- (3) その他必要と思われる事項。

(組織)

第4条 本会は下記の会員で組織する。

1. 正会員 埼玉県立三郷工業技術高等学校の卒業生をもって構成する。
2. 特別会員 埼玉県立三郷工業技術高等学校の職員及び旧職員をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に下記の役員を置く。

- | | | |
|---------|-----|-------------------------|
| 1. 名誉会長 | 1名 | 埼玉県立三郷工業技術高等学校長を推戴。 |
| 2. 会長 | 1名 | 総会において決定する。 |
| 3. 副会長 | 若干名 | 幹事会の互選により選出、総会において決定する。 |
| 4. 監事 | 2名 | 幹事会の互選により選出、総会において決定する。 |
| 5. 常任幹事 | 若干名 | 各卒業年度毎に幹事より1名を選出する。 |
| 6. 幹事 | | 各学級より2名選出する。 |
| 7. 庶務 | 2名 | 会員中より会長がこれを委嘱する。 |
| 8. 会計 | 2名 | 会員中より会長がこれを委嘱する。 |
| 9. 顧問 | | 歴代校長。 |

第6条 役員の仕事は以下のとおりとする。

1. 名誉会長、顧問は会長の諮問に答え、本会の運営に必要な助言を与える。
2. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
4. 幹事は会務を執行する。
5. 常任幹事は常任幹事会を組織し、本会の必要事項を企画審議する。
6. 監事は本会の事業並びに会計の監査に当たる。
7. 庶務は本会の運営に必要な事務を、会計は会計事務を執行する。

第7条 役員の任期

1. 役員の任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。名誉会長はこの限りではない。
2. 欠員により補充された役員の任期はその役員の残任期間とする。

(会議の種類)

第8条 本会の会議は総会、常任幹事会、及び幹事会とし、その議決は出席者の過半数とする。

(総会)

第9条 総会は年1回または必要に応じて臨時に会長がこれを召集し、会務の報告決定及び役員承認・予算の決定・会則改正、その他重要事項を議決する。

(幹事会)

第10条 幹事会は会長・副会長・常任理事・幹事・監事・庶務をもって構成し、会長が本会運営上必要と認めたときにこれを召集して、本会運営に関する事項を審議し決定する。

(常任理事会)

第11条 常任幹事会は会長・副会長・常任幹事・監事・庶務をもって構成し、会長が本会運営上必要と認めたときにこれを召集して、本会運営に関する事項を審議し決定する。

(会計・会計年)

第12条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入金をもってこれをあてる。正会員は終身会費として5,000円を入会の際納入するものとする。会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(会則変更)

第13条 本会の会則の変更は総会の決議によらなければならない。

付 則

1. 本会運営上必要な細則は別に定める。
2. 本会則は、平成元年11月12日より施行する。
3. 当分の間、幹事会をもって常任幹事会に代える。

細 則 慶弔規定

1. 正会員・特別会員が死亡したときには香料として金5,000円を霊前に供える。

埼玉県立三郷工業技術高等同窓会会則

(名称・事務局)

第1条 本会は埼玉県立三郷工業技術高等同窓会と称し、事務局を本校に置く。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与する。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成、ホームページ管理
- (2) 母校教育事業の後援
- (3) その他必要と思われる事項

(組織)

第4条 本会は下記の会員で組織する。

- (1) 正会員 母校卒業生
- (2) 特別会員 母校の現職員

第5条 本会会員は、住所氏名など変更した場合、また脱退したい場合は事務局まで届け出ることを原則とする。

(役員) 本会に下記の役員を置く。

- 第6条
- | | | | |
|----|------|--|--|
| 1、 | 会長 | 1名 | 幹事会において決定する。 |
| 2、 | 副会長 | 若干名 | 常任幹事会の互選により選出、幹事会にて決定する。 |
| 3、 | 監事 | 2名 | 常任幹事会の互選により選出、幹事会にて決定する。 |
| 4、 | 常任幹事 | 若干名 | 常任幹事会の互選により選出、幹事会にて決定する。 |
| 5、 | 幹事 | 各学級より2名選出した者、及び同窓会会員から互選した者を幹事会において選任する。 | |
| 6、 | 庶務 | 若干名 | 母校職員の中から会長が委嘱する。 |
| 7、 | 会計 | 若干名 | 幹事会の互選により選出、幹事会にて決定する。
1人は、事務局の職員とする。 |
| 8、 | 顧問 | 歴代会長 | |

第7条 役員の仕事は以下の通りとする。

- 1、会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- 3、幹事は会務に参加し、会の運営に当たる。
- 4、常任幹事は常任幹事会を組織し、本会の必要事項を企画審議する。
- 5、監事は、本会の事業並びに会計の監査に当たる。
- 6、庶務は本会の運営に必要な事務を、会計は会計事務を執行する。
- 7、顧問は、本会の運営に関して必要な助言を与える。

第 8 条 役員 の 任期

- 1、役員 の 任期 は 2 年 と する。た だ し 再 任 は 妨 げ な い。
- 2、欠 員 に よ り 補 充 さ れ た 役 員 の 任 期 は そ の 役 員 の 残 任 期 間 と する。

(会 議 の 種 類)

第 9 条 本 会 の 会 議 は、常 任 幹 事 会、幹 事 会、臨 時 幹 事 会 と する。

第 10 条 幹 事 会 は、年 1 回 又 は 必 要 に 応 じ て 臨 時 に 会 長 が こ れ を 招 集 し、会 務 の 報 告 決 定 及 び 役 員 の 承 認、予 算 の 決 定、会 則 改 正、そ の 他 重 要 事 項 を 議 決 する。

(常 任 幹 事 会)

第 11 条 常 任 幹 事 会 は 会 長、副 会 長、常 任 幹 事、監 事、庶 務、会 計、顧 問 を も っ て 構 成 し、会 長 が 本 会 運 営 上 必 要 と 認 め た と き に こ れ を 招 集 し て、本 会 運 営 に 関 す る 事 項 を 審 議 し 決 定 する。な お 緊 急 事 項 等 で 幹 事 会 の 開 催 が 困 難 な 場 合 は、常 任 理 事 会 の 開 催 を も っ て 幹 事 会 に 代 え る こ と が で き る。

第 12 条 臨 時 幹 事 会 は、常 任 幹 事 会 の 要 請 に よ り 会 長 が 招 集 する。

第 13 条 本 会 の 各 会 議 の 議 長 は、会 長 が 行 う。

第 14 条 本 会 の 各 会 議 の す べ て の 議 決 は 出 席 者 の 過 半 数 を も っ て 決 する。た だ し、賛 否 同 数 の 場 合 は 議 長 が こ れ を 決 する。

(会 則 の 変 更)

第 15 条 会 則 の 変 更 は、幹 事 会 の 決 議 に よ ら な け れ ば な ら ない。

(会 計 ・ 会 計 年)

第 16 条 本 会 の 経 費 は 会 費、寄 付 金、そ の 他 の 収 入 金 を も っ て こ れ を あ て る。正 会 員 は 終 身 会 費 と し て 5,000 円 を 入 会 の 際 納 入 す る も の と する。会 計 年 度 は、毎 年 4 月 1 日 よ り 翌 年 の 3 月 31 日 ま で と する。

付 則

- 1、本 会 運 営 上 必 要 な 細 則 は 別 に 定 め る。
- 2、本 会 則 は、平 成 元 年 1 月 1 日 よ り 施 行 する。
- 3、本 会 則 は、令 和 5 年 1 月 3 日 よ り 施 行 する。

細 則 慶 弔 規 定

@ 正 会 員、特 別 会 員 が 死 亡 し た と き は 香 料 と し て 5,000 円 を 霊 前 に 供 え る。

た だ し 事 務 局 等 に 連 絡 の 有 に 限 る。

@ 正 会 員、特 別 会 員 が 不 慮 の 災 害 等 で 亡 く な っ た 場 合 は 会 長 の 判 断 と する。

在 校 生 支 援

@ 全 国 大 会、関 東 大 会、そ れ に 準 ず る 大 会 に 出 場 す る 場 合 は 個 人 20,000 円 団 体 30,000 円 を 寄 与 す る。

そ の 他 在 校 生 に 寄 与 す る 金 額 に つ い て 30,000 円 以 内 は、会 長 判 断。300,000 円 以 内 常 任 幹 事 会。そ れ 以 上 は 幹 事 会 に て 決 議 する。